

中部商業高等学校 部活動・同好会に係る活動方針

1 部活動の基本方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の保持増進にもきわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実行するものである。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活（家庭の時間、学習時間の確保等）と心身の成長（疲労回復・障害予防等）に配慮するとともに、部活動顧問・指導者の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動方針の策定等

- (1) 校長は、毎年度、「学校の部活動（同好会を含む）に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。

3 運動部活動の休日及び活動時間

- (1) 学期中の休養日
原則、週2日以上
定期考査1週間前は部活動停止とする。但し、大会を控えている場合は、校長の許可を得る。
- (2) 活動時間
原則、平日：2～3時間程度 休業日等：3～4時間程度
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 事故等の防止

生徒の健康面・安全面には十分に配慮すること。そのため、緊急体制（通報、連絡等）を確立するとともに、気象庁の高温注意情報や落雷注意報等にも十分注意を払い、熱中症対策や避難誘導・部活動中止等を確実に実施する。

5 大会参加について

- (1) 大会の参加および派遣については、内規に則って行う。
- (2) 県外遠征および合宿を計画する場合は、参加許可申請書を校長へ3週間前までに提出する。

6 体罰等（暴力・暴言、パワハラ・セクハラ等）

部活動顧問・指導者は、いかなる理由があっても、体罰等は正当化されるものではないこと、許されることではないことの認識を持ち、適切な部活動指導を行う。

7 その他

- 部活動の大会派遣に関することは、「派遣委員会」、それ以外の部活動に関することは「部活動推進委員会」を中心に、内容を検討し職員会議にはかる。
- 部費の取扱については、徴収金の適正な事務処理を行うとともに、その目的や用途について各部活動で責任を持って保護者に対し説明及び報告を行う。

令和元年12月20日策定

令和2年4月1日施行

令和3年5月24日改定